

道路後退用地整備についてのお知らせ

建築基準法では、道路幅員4.0m未満の道路は、原則として、道路の中心線より道路の両側へ、2.0m下がって道路状とすることとなっております。伊勢崎市では、この道路状とする用地（道路後退用地）の「寄附」の受け入れ又は、「無償使用承諾」による「非課税」処理を行っています。

上記につきまして、伊勢崎市に「道路後退用地整備協議書」を提出していただき、審査の結果、整備を決定した場合は、市の予算により、道路後退用地の測量、分筆等を行い、「寄附」及び「非課税」処理を行っております。これらの処理を行いたい場合は、「道路後退用地整備協議書」の提出をお願いいたします。

これからも、道路幅員4.0m未満の道路の整備を図り、住みよいまちづくりを行っていきたいと思いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】
伊勢崎市役所都市計画部建築指導課
TEL 0270-27-2762（直通）

R6. 4. 1